

■ 入札制度改正のお知らせ

本市の建設工事における最低制限価格制度等の改正を行います。

令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

■ 【改正する制度】

- 1 松本市最低制限価格制度
- 2 松本市建設工事変動型低入札価格調査制度
- 3 松本市低入札価格調査制度

■ 【改正の内容】

●最低制限価格・調査基準価格の設定範囲（上限・下限値）の引上げ

	最低制限価格 ・ 調査基準価格	
	改正前	改正後
上 限	予定価格の <u>87.5～92.5%</u>	予定価格の <u>89.5～94.5%</u>
・ 下 限 値	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>70～90%</u> の範囲内とすることができる。	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>75～92%</u> の範囲内とすることができる。

※ 「解体工事」における最低制限価格又は調査基準価格については、「契約管財課長等が特に必要と認めるもの」として、予定価格の75～92%の範囲内で設定します。